

資材単価

1 資材単価の適用区分

単価はすべて大口取引価格として調査しているが、小口取引の場合でも単価の補正は行わない。

2 資材単価の決定について

価格は、原則として、積算時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する資材の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、積算時の類似品価格とする。

なお、設計単価は、長崎県土木部設定単価（「基本単価一覧表」に掲載の単価をいう。）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格、特別調査単価（臨時調査）または見積もりをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢価格を反映するものとする。

また、工事規模、工種、施工箇所及び施行条件から下記によりがたい場合は事前に本庁事業課と協議のうえ別途決定する。

1) 基本単価一覧表による場合

(イ)基本単価一覧表の単価は、長崎県土木部建設企画課において決定したものをいう。

基本単価一覧表に掲載がある場合は、これを積算に用いる設計単価とする。

2) 物価資料による場合

(イ)1)の方法によりがたい場合は、設計単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。

ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は積算時の最新月号とする。

(ロ)公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般的に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる設計単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる設計単価とする。

3) 掲載品と類似する資材等を使用する場合

基本単価一覧表及び物価資料等に掲載されていないが、一般的に製造され、かつ市況にある資材単価（二次製品等）は、下記のとおり算出して設計単価とする。

(イ) 中間サイズの場合（規格が異なる場合）

$$\text{中間品単価} = \text{①} \frac{\text{中間品の見積またはカタログ等の単価}}{\text{②} \frac{\text{基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価}}{\text{③} \frac{\text{②に対応する見積もりまたはカタログ等の単価}}{\text{②}}}} \times \text{②}$$

なお、直近上位とは、基本単価一覧表及び物価資料等に掲載されている直近上位額のサイズをいう。

また、他で実施した特別（臨時）調査の単価も② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価 とすることができるものとする。

(ロ) 類似品または品目が異なる場合

$$\text{類似品単価} = \text{① 類似品の見積またはカタログ等の単価} \times \frac{\text{② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価}}{\text{③ ②に対応する見積もりまたはカタログ等の単価}}$$

ただし、②の対象サイズは、原則として類似品サイズとするが、掲載されていない場合は、直近サイズとする。

また、他で実施した特別（臨時）調査の単価も② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価 とすることができるものとする。

4) 見積もりまたは特別（臨時）調査による場合

1) ～ 3) により単価決定ができない資材については、見積もりまたは特別（臨時）調査により単価を決定する。

ただし、次のイ) ロ) に該当する該当する資材価格については、特別（臨時）調査により単価を決定する。

(イ) 基本単価一覧表に掲載されている資材で、1 工事の使用量が下記に該当する場合。

- i. セメント（バラ）：使用量が1,000 t 以上の場合
- ii. セメント（袋）：使用量が60 t（2,400袋）以上の場合
- iii. 火 薬：①火薬庫有りの場合 ②使用量が1 t 以上の場合
- iv. 電気雷管：①火薬庫有りの場合 ②使用量が1,000個以上の場合

(ロ) 1 工事当たりの資材調達価格（資材数量×単価）が500万円以上または1 資材価格が50万円以上の資材。

ただし、下記 i ～ v に該当する資材については、1 工事当たりの資材調達価格（資材数量×単価）が200万円以上または1 資材価格が50万円以上の資材。

- i. 橋梁関係資材
 - ① 支承
 - ② 落橋防止装置
 - ③ PC 桁（工場製作桁）
 - ④ 橋梁用防護柵
 - ⑤ 伸縮装置
- ii. ダム工事積算資料で定める資材
- iii. NATM積算資料(案)で定める資材
- iv. 簡易浮き栈橋（付属品含む）
- v. 機器・計器類

※特別（臨時）調査の必要性の判断は、見積もり徴取により判断するものとする。

見積もり徴取・決定方法は、「4）見積もりまたは特別（臨時）調査の場合による場合の(ハ)見積もり徴取・決定方法」によること。

なお、他の工事の実績や物価資料等から類推できるものは、見積もり徴取を省くことができるものとするが、市場価格との乖離を把握するためにも、見積もりは極力徴取するものとする。

(ハ) 見積もり徴取・決定方法

- i. 見積もりを徴取する場合は、形状寸法・品質・規格・数量及び納入場所・見積もり有効期限等の条件を必ず提示し、発注担当機関長名で見積もり依頼を行う。
- ii. 見積もりは、原則として3社以上から徴取する。
- iii. 積算に用いる資材単価の決定方法は、異常値を除いた価格の最低価格とする。

（異常値とは、徴取した全ての見積もりの平均値を中心に、±30%の範囲を超えるものとする。）

※主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料の速報」等の価格を採用する。

※単価採用順序は、1）、2）、3）、4）の順とする。